

シェアリングエコノミーの対応について

《現状》

- インターネット上にマッチングプラットフォームを提供する事業者を介して、不特定多数の個人＝消費者がモノやサービスを提供し、利用するシェアリングエコノミーの普及が進んでいる。
 - 消費者と消費者の取引に関する法的な規律がなく、不当な取引等により生じた被害を救済する（トラブルを解決する）ルールがない状況。

《課題》

- 消費者対消費者の間の取引が拡大しており、こうした普及の状況を踏まえた条例改正の必要性
 - 法や条例は、消費者と事業者との間の取引を規定している。

関係規定	可否
<p>《北海道消費生活条例》－抜粋－</p> <p>第1条（目的） この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、並びに道、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。</p> <p>第16条（不当な取引方法の禁止） 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定めるものを行ってはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正 ・ その他
<p>【参考】</p> <p>《消費者基本法》－抜粋－</p> <p>第1条（目的） この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。</p> <p>第12条（消費者契約の適正化等） 国は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。</p>	

《シェアリングエコノミー取引に係る消費者相談》

- 道立消費生活センターに寄せられた相談
 - フリーマーケットでブランド品の婦人用バッグをクレジットカードで購入したが、届いた品物が偽物だったことから、出品者に伝えて送料自己負担で返送したところ、出品者から商品が届いていないと言われ、また、サイト運営事業者からも売上取消の手続きをしてもらえない。
 - フリマアプリで見つけた、隣の自治体に住む人と自家用車の交換をし、自分は、車と書類を全て渡したが、相手は名義変更に必要な書類を渡してくれず、名義変更ができない。
- 全国的な相談事例
 - 代金を払って商品を購入したが、届いた商品は掲載写真と違うので売主とフリーマーケット運営者に返品メールをしたが、返信がない。
 - 届いた商品が壊れていたことから、返金を希望するが売主と連絡が取れず、また、フリーマーケット運営者からは、当事者間で話し合うように言われた。

《対応（案）》

- 都道府県の区域を越えて取引が行われている状況にあり、この中で生じるトラブルに対応するためには、全国的に統一した規制が必要であるため、自治体が個別にルールを設けても、その効果は発揮されないことから、現時点で条例改正は要しないと考えられる。
- 今後、消費者と消費者の取引に関する法的な規律に関する国の動向を注視し、必要に応じて条例の改正について検討したい。